

発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）基本計画（案）について

1. 基本計画の目的

平成 29 年度に策定した施設基本構想に基づき、拠点施設において実施する事業内容をより具体的に示すとともに、施設面積や配置イメージを示し、施設整備計画の基本的方向を定めることを目的とする。なお、本計画より施設名称を「発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）」と改める。

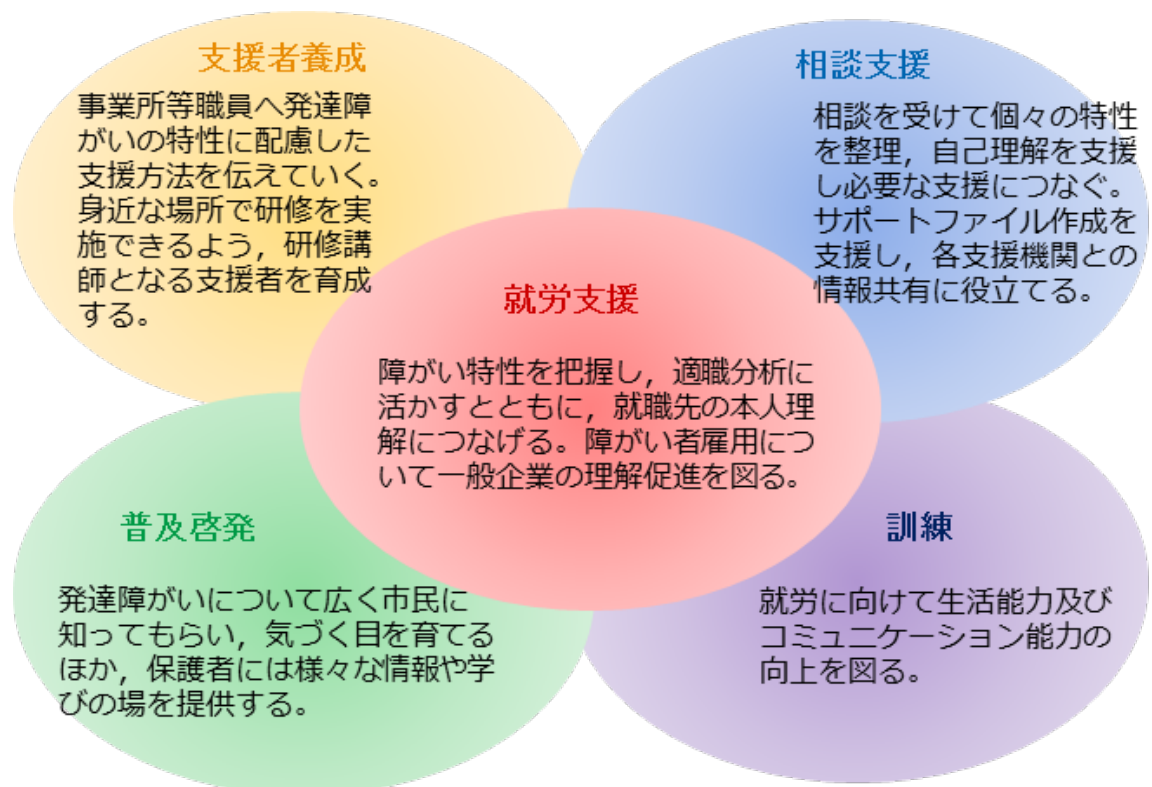
2. 基本構想において示された内容

【方針】

発達障がい児・者支援等拠点施設を整備

発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援を行うほか、研修の充実や待機時間の低減など発達障がい児・者のニーズに応えられる体制を整備する。

【機能】



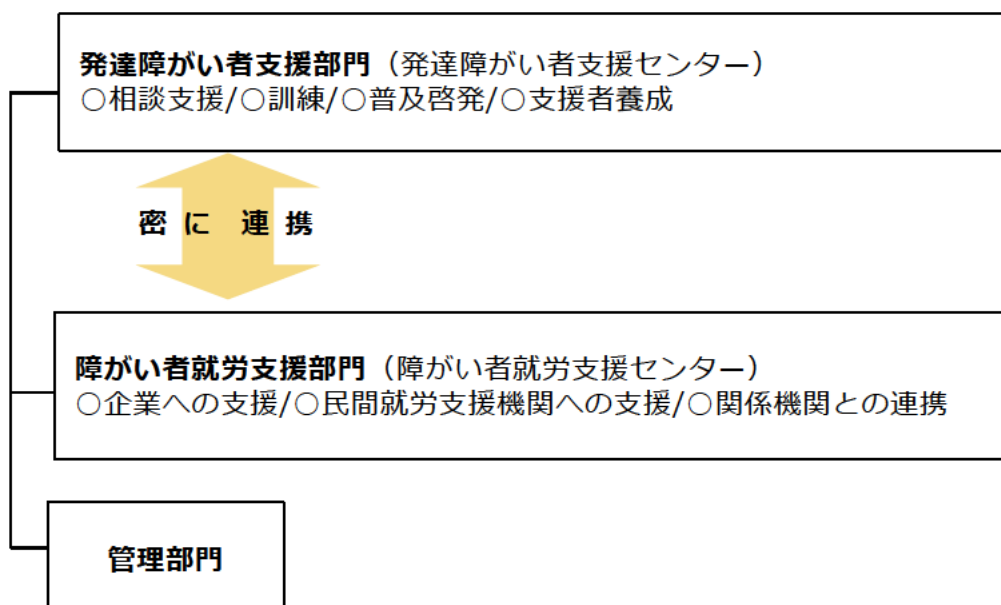
【整備地】

福岡保護観察所用地（福岡市中央区舞鶴）

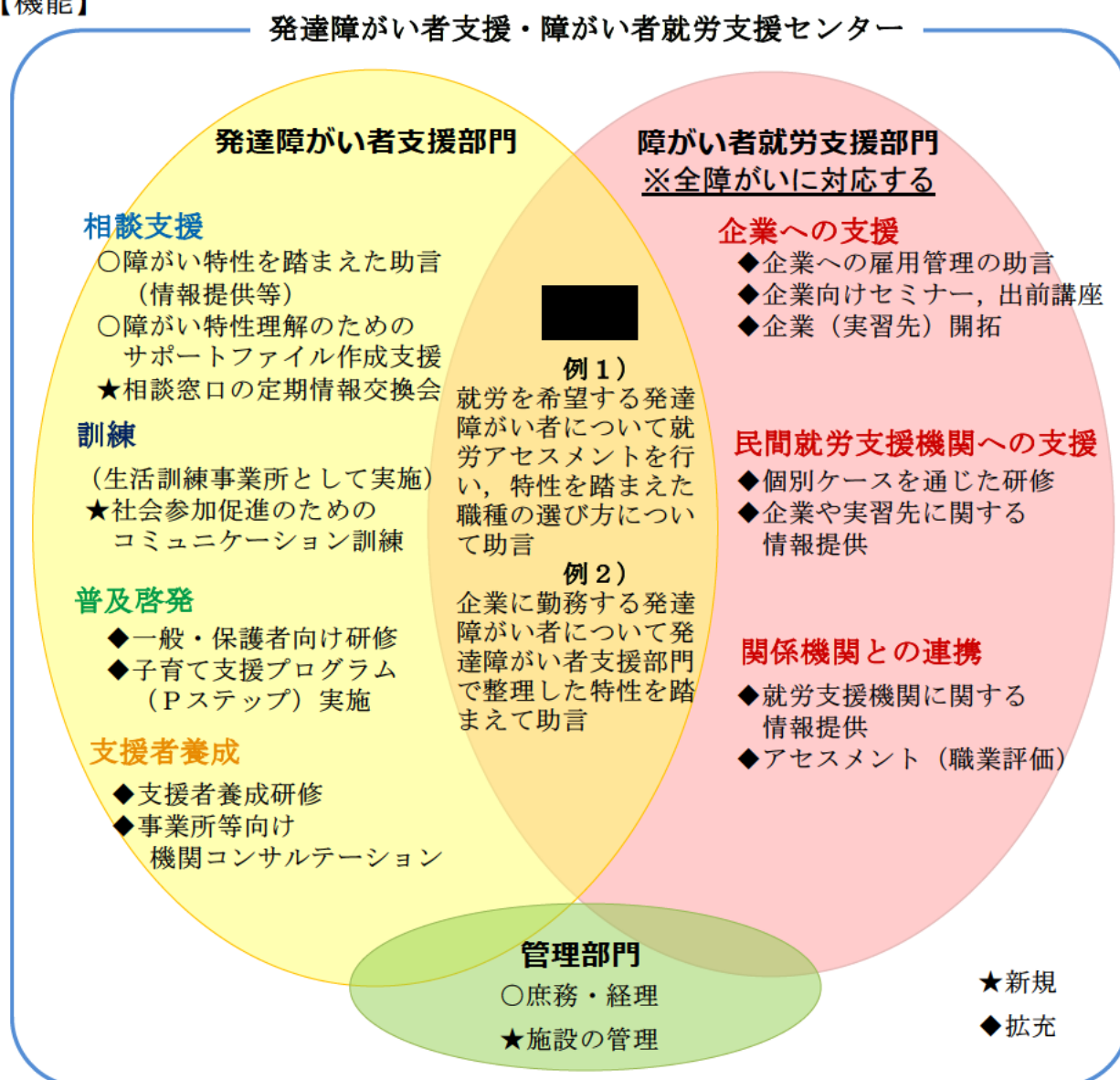
- | | | |
|----|--------------|--|
| 理由 | (1) 交通利便性 | 地下鉄駅に近く、交通利便性が高い。 |
| | (2) 関係機関との連携 | 療育、医療、教育の各機関と近接しており連携がしやすい。 |
| | (3) 用地取得費用 | 国へ寄付した用地であり、公共の用等に供する場合、国は市へ譲与（無償）が可能。 |

3. 部門構成及び各部門の機能

【部門構成】



【機能】



4. 整備地について



● 関連施設

所在地：中央区舞鶴

敷地面積：1106.75 m²

用途地域等：商業地域・準防火地域・
駐車場整備区域

建ぺい率：90%（角地緩和適用 80%+10%）

容積率：400%

5. 施設建築計画

【基本方針】

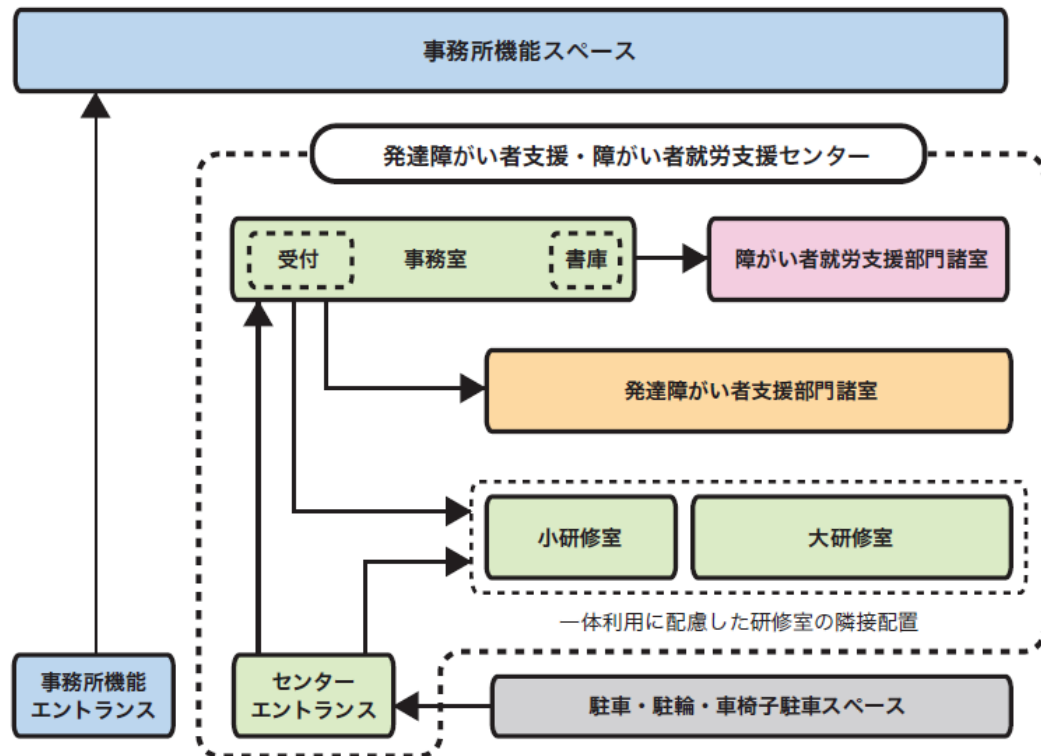
- ①すべての人が使いやすい施設
- ②管理しやすく、環境にやさしい施設
- ③連携・協力しやすい施設

【施設規模】

本センター想定面積 約 2,200 m²

最大延床面積約 4,400 m²を確保できるため、本センターとして必要な面積を確保したうえで、市有資産の有効活用の観点から、福岡市関連事務所等が入居する事務所機能スペースを整備する。

【ゾーニング計画】



○センター利用者と事務所機能スペース利用者の動線を明確に分離

○大小研修室は一体的利用できるよう隣接して配置

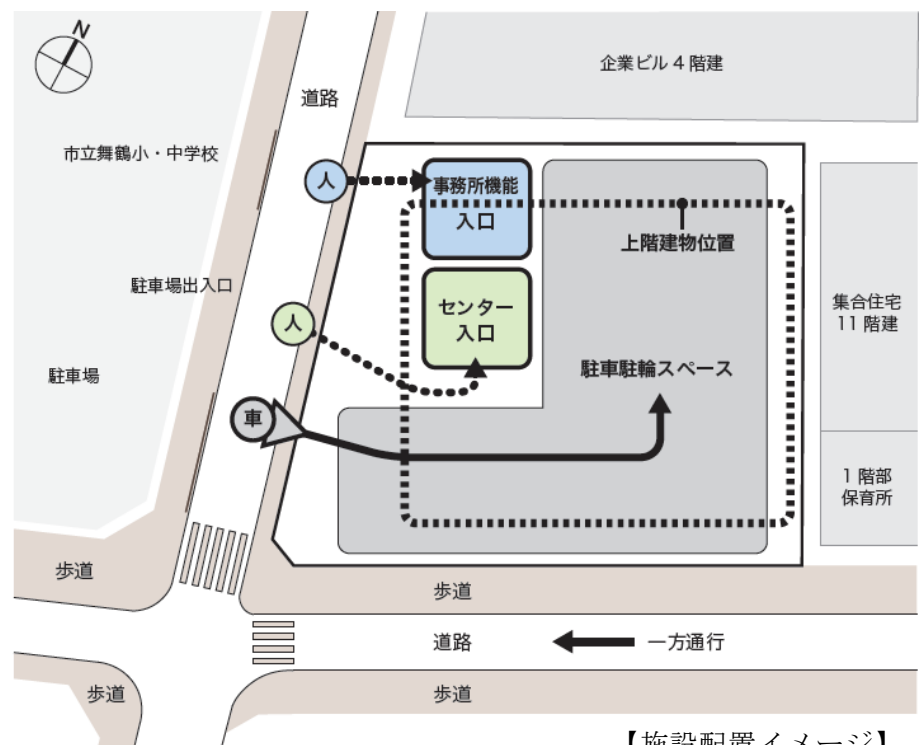
【施設配置計画】

西側道路に車両出入口を設置し、周辺街区からアプローチしやすい導入動線を検討する。

2階から上階に諸室を配置し、1階部分をピロティとして、駐車駐輪スペースの確保を検討する。

【駐車場】

公用車用 5台程度
利用者用 10台程度
(うち車椅子用 1台)
自転車 15台程度



【施設配置イメージ】

【諸室配置イメージ】

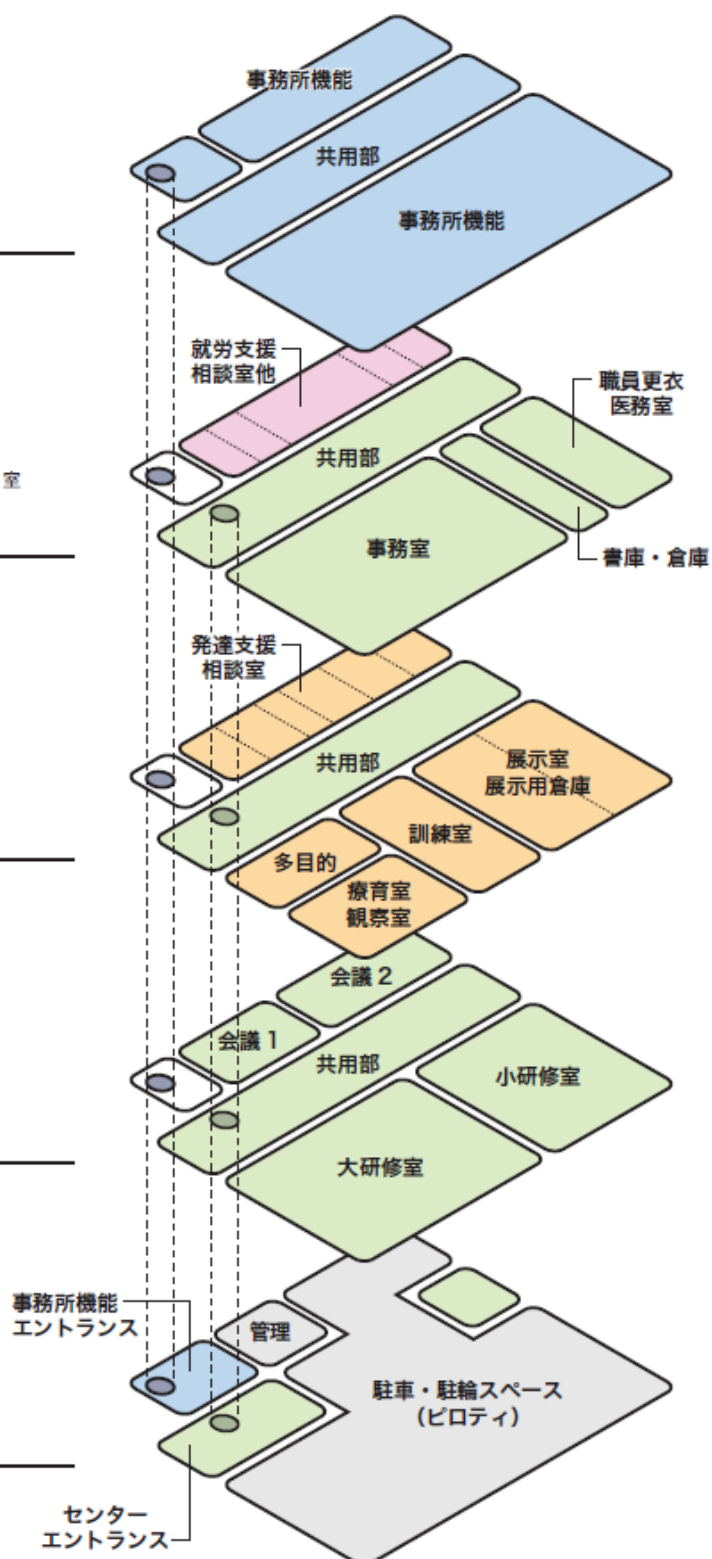
事務所機能スペース
5F.6F.7F

センター / 事務室・就労支援 / 相談室・アセスメント室
4F

センター / 発達支援 / 相談室・展示室・訓練室
3F

センター / 研修室・会議室
2F

エントランス・管理室・駐車駐輪スペース
1F



6. 施設運営計画

運 営 指定管理者による運営を検討する。

運営法人 高度な専門性とノウハウの蓄積があり、福岡市の方針を十分に反映できる法人を選定する。

<運営に関する方針>

- ①専門性を持つスタッフを配置する。
- ②開館時間、休館日については、現在の発達障がい者支援センター及び障がい者就労支援センターの開館時間、休館日を基本として検討する。

7. 今後のスケジュール

平成31（2019）年度以降は、土地取得（2020年度見込み）からおおむね3年後の開設を目指して、下記について検討をすすめていく。

- 基本設計
- 実施設計
- 運営法人選定
- 建設工事

